

板橋区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事務取扱要領

(平成20年4月 4日部長決定)

(平成25年3月 4日一部改正)

(平成25年5月13日一部改正)

(平成28年10月14日一部改正)

(令和6年3月27日一部改正)

(目 的)

第1条 この取扱要領は、板橋区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱（昭和58年6月1日区長決定（以下「要綱」という。））に基づき、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（以下「事業」という。）の事務取扱について細目を定め、この事業を適正かつ円滑に行い、ひとり親家庭の福祉の向上と子どもの健全な生活を支援することを目的とする。

(定 義)

第2条 要綱第2条に規定する「配偶者のいない者、その他要領で定める者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 離婚・死別により、配偶者（婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と生計を共にしていない者
- (2) 配偶者の生死が明らかでない者
- (3) DV被害者で、配偶者と生計を共にしていない者
- (4) 配偶者が精神若しくは身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者
- (5) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない者（配偶者が法令により拘禁されており、その期間が拘禁証明書により確認できる場合）
- (6) 婚姻によらないで出産した母で、婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者等と生計を共にしていない者
- (7) 配偶者から遺棄されている者
- (8) 父母に扶養されない児童を保護しており、上記の(1)から(7)と同等の状態にある者

(派遣条件)

第3条 ホームヘルパーの派遣を受けることができる者は、要綱第3条及び第5条に定めるところによるが、用語の定義、対象の範囲及び取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 「児童の世話その他日常生活に著しく支障がある」とは要綱3条に該当し、ひとり親家庭において調理、掃除、洗濯、育児等を行う者がいない状況にあることをいう。
- (2) 児童の一時的疾病の場合には、疾病名と児童の様子を的確に把握し、専門的知識、技術が必要な看護を伴うものであるか否かを慎重に判断すること。
- (3) 児童の一時的疾病には、児童が通園・通学する保育園、幼稚園、小学校において学級閉鎖等により感染症等の蔓延防止の措置が取られた場合を含む。

- (4) 児童の一時的疾病には、養育している児童が通院または入院を必要とする一時的疾病の場合で、他の兄弟の育児や家事に困るときを含む。
 - (5) 「親族等」とは、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族、勤務先の上司、同僚、近隣の者等をいう。
 - (6) 「同居の祖父母等」とは、ひとり親家庭に同居している祖父母、叔父、叔母等をいう。
 - (7) 「技能習得のための通学、就職活動」とは、ひとり親家庭の親が、職業訓練校等に通学する場合、ホームヘルパー養成研修講習会等に参加する場合、就職活動のためにハローワークや企業等に面接に行く場合をいう。
 - (8) 「夜勤、休日出勤、残業等」とは、休日出勤、残業、出張等により保護者が不在の状態にある小学校修了前までの児童がいるひとり親家庭で、勤務証明書等の客観的資料により家事、育児を行うことができない状況であると認められる場合をいう。
- 2 要綱第5条第1項(1)の一時的疾病の考え方に類するものとして、児童を養育している者の慢性疾病等により日常生活に著しい支障がある場合で、障がい福祉サービス等、他の制度の支援が開始されるまでの間に限定した一時的な利用の場合はホームヘルパーの派遣を認めるものとする。なお、他の制度による支援とは各福祉課において支援の申請や支援の開始日が確認できる制度に限る。
- 3 福祉課長は、前第1項の派遣条件等の判断について、詳細に聴き取りをし、状況に応じて家庭訪問等実態調査を行うなど、状況の把握に努めなければならない。

(業務内容)

第4条 要綱第6条に規定するホームヘルパーの行う業務の範囲は、ひとり親家庭の生活に必要なもののうち、直接的、日常的なものに限るものとし、次の業務は行わないものとする。

- (1) 庭の草取り、家屋の修理、大掃除等日常的ではないもの
- (2) 商品の販売等当該家庭の生産的活動にかかわるもの
- (3) その他看護等の専門的知識、技術が必要なもの
- (4) ペットの世話にかかわるもの
- (5) 金銭の受託にかかわるもの（買い物等を含む）

(派遣決定・取消)

第5条 要綱第7条に規定する派遣を受けようとする者の決定にあたっては、申請書による審査のほか、必要に応じて実態調査等を行うこと。

(負担額の決定)

第6条 要綱第8条に規定する当該世帯とは、派遣の決定を受けた者と生計を一緒にしている者を含めた世帯をいう。

2 派遣の決定を受けた者が要領第2条(8)に該当する場合は、当該世帯とは派遣の決定を受けた者と住民票上の同一世帯の者を含めた世帯をいう。

(派遣時間及び派遣回数)

第7条 要綱第10条及び第11条に規定する派遣時間及び派遣回数は、ひとり

親家庭の世帯状況等を総合的に勘案し決定するものとする。

付 則

この要領は、平成２０年４月４日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

付 則

１ この要領の一部改正は、平成２５年７月１日から適用する。

２ ホームヘルパー派遣継続に係る申請その他この要領を施行するために必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この要領の一部改正は、平成２５年７月１日から適用する。

付 則

この要領の一部改正は、平成２８年１０月１４日から施行し、平成２８年１０月１日から適用する。

付 則

この要領の一部改正は、平成３０年４月１日から適用する。

付 則

この要領の一部改正は、令和６年４月１日から適用する。